

令和5年度 独立行政法人統計センター契約監視委員会議事概要

開催日時 及び場所	令和5年5月 29 日(月) 独立行政法人統計センター3階第1会議室
メンバー (敬称略)	<p>委員長 藤谷 護人 弁護士法人エルティ総合法律事務所 所長(弁護士)</p> <p>委員 小笠原 直 監査法人アヴァンティア法人代表 代表社員(公認会計士)</p> <p>委員 内野 恵美 独立行政法人統計センター監事</p> <p>委員 山中 浩子 独立行政法人統計センター監事</p> <p>委員 文野 清正 公認会計士・税理士 ※5月21日書面会議にて参加</p>
議事次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 令和4年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画の自己評価について</p> <p>(2) 令和5年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画について</p> <p>(3) 契約監視委員会で審議が必要な契約案件</p> <p style="padding-left: 20px;">① 競争性のない新たな随意契約案件(対象案件なし)</p> <p style="padding-left: 20px;">② 令和3年度・4年度2か年度連続の一者応札・応募案件</p> <p>3. 理事長挨拶</p> <p>4. 閉会</p>
議事概要	<p>1. 令和4年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画の自己評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画の自己評価(案)について審議を行い、原案のとおり承認を得た。 <p>2. 令和5年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画(案)について審議を行い、原案のとおり承認を得た。 <p>3. 契約監視委員会で審議が必要な契約案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない新たな随意契約案件については審議無し。 ・令和3年度・4年度2か年度連続の一者応札・応募案件については審議を行い、原案のとおり承認を得た。

【議事1】令和4年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画の自己評価

質問・意見	回答
<p>資料2 重点的に取り組む分野(2)新規参入業者の拡大において、一般的には目標値を設定し、達成しているかどうかを検証し、それらを踏まえ修正・改善していくと思われるが、具体的に新規参入業者の数値目標を定めていたか。</p> <p>また、目標件数もあるが、どの程度声がけしたかのプロセスも重要であることも踏まえて数値を設定する際は対応頂きたい。</p>	<p>計画にあたっては、具体的に数字や、目標値を定めていたわけではなく、新規参入業者を出来る限り参入して頂くよう進めていたところ。</p> <p>ご指摘いただいた具体的な数値目標の設定については過去の状況等を踏まえつつ、次年度以降実施していきたい。また、新規参入業者の確保に時間がかかり、履行期間が短くなるなどの弊害がでないよう、案件の精査もしながら進めていきたい。</p>
<p>資料2 重点的に取り組む分野(2)新規参入業者の拡大において、見積書を徴取するに当たり、統計センター側からアクションを起こしているのか。</p>	<p>少額随意契約に関しては、統計局に契約業者を紹介してもらった場合や、インターネット上で調べた業者に統計センター側から積極的に声をかけている。</p> <p>入札に関しては、公平性の観点から、個々の業者に積極的に声をかけることは出来ないが、入札情報配信サービスへの登録の呼びかけを行い、入札参加を促している。</p>
<p>資料2 調達の現状(2)一者応札・応募の状況において、令和4年度下半期から一者応札の改善に向けた取り組みを実施しているが、改善はされているのか。</p>	<p>一者応札の改善策として、令和4年度下半期から公告期間を延長している。公告期間を延長した時期と延長しない時期で比較したところ、一者応札の割合が減少していることから、一定程度の効果があつたものと認識している。</p>
<p>資料2 重点的に取り組む分野の(1)合理的な調達への改善において、令和4年度より電子メールを活用した入札を行っているが、実施したなかで令和5年度にむけて改善点等はあるのか。</p> <p>また、今回は一部において実施したとのことだが、令和5年度においてはどのように運用していくのか。</p>	<p>令和4年度においては統計センターの事業に対して、比較的影響度が少ない案件で検証を実施したところだが、特段問題点が見受けられなかったことから、令和5年度は、原則、全ての案件で電子メールを活用し入札を行う予定。</p> <p>ただし、例外として、調査票の受付業務等の入札参加業者が多い案件については、電子メールを活用することにより開札に時間を要し、利便性を損なうことが想定される。これらの案件については、複数者の応札による競争性も確保されていることから、実施しない予定である。</p>
<p>資料2 重点的に取り組む分野の(1)合理的な調達への改善において、電子メールを活用した入札については、デメリットがないと思われる。DX化していくとより利便性が向上していくと思われるが、その点についてどのように考えているか。</p>	<p>電子メールによる入札のデメリットについては、添付ファイルのパスワード送付漏れや誤りにより、開札できないことにより入札が不調になる場合や、落札価格が本来より高くなるという事態がありうる。令和4年度においてこのような事象は発生していないが、引続き利便性の向上に努めていきたい。</p>

	DX化については、電子メール入札の状況や入札情報配信サービス等を活用することにより、情報の蓄積及び分析が容易に行えることが想定される。その他の情報等も含め、業務の効率化等に繋げていきたい。
資料2 重点的に取り組む分野の(1)合理的な調達への改善において、メール応札を実施していることは評価できるが、不測の事態が生じることも十分想定されることから、メール応札の方法等については具体的に明示していくことと併せ、法的な観点も含め、対応策等検討しておく必要がある。 また、セキュリティ対策についても十分考慮頂きたい。	メール応札の方法については、入札説明書に詳細を記載させて頂いているところであるが、不測の事態を想定した対応策等については担当内で意見を出しながら、引続き進めていきたい。
資料2 重点的に取り組む分野の(2)新規参入業者の拡大において、入札情報配信サービスを活用している中で、実際に入札に参加しているのは何社程度なのか。	割合を算出することは難しいが、入札に参加いただいている業者については、基本的に配信サービスに登録されている。また、令和4年度の新規参入業者登録状況を見ても、規模に関わらず配信サービスには登録いただいているところ。
資料2 調達に関するガバナンスの徹底の《競争性を確保した業者の選定》において、1件以外はアンケートを実施していないのか。	一者応札の改善策として、令和4年度途中から、翌年度継続しない案件についても、他の調達の参考とするべく、入札説明会に複数の参加のあった案件についてアンケートを実施したところ。一者応札の改善に繋がるような意見はなかったところであるが、引続き実施していきたい。

【議事2】令和5年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画	
質問・意見	回答
資料3 重点的に取り組む分野 (2)新規参入業者の拡大について、オープンカウンター方式を実施するとあるが、実施することになった経緯があるのか。 また、HP 等デジタルコンテンツを活用した見積書の徴取についても検討頂きたい。	以前はオープンカウンター方式が主流ではあったが、昨今は電子メールの活用等により、上記方式を行っていなかったところ。新規業者の拡大を図るにあたり、より多くの業者が案件を確認し、参入できるよう、どの程度効果があるのかも見極めながら実施していきたい。また、デジタルカウンターについても今すぐ実施できるものではないが、検討していきたい。
通常の業務に負荷のかからない範囲で、契約監視委員会が開始してからの1者応札、新規参入業者数など実績を確認頂き、さらに改善していくために数的変化の状況等について分析して頂きたい。	承知した。 過去の状況について分析し、調達の合理化に取り組んでいきたい。

【議事3】契約監視委員会で審議が必要な案件

質問・意見	回答
<p>参考2 令和4年度の一者応札案件のうち、「継続的なメタデータ整備のための支援業務」において、落札率が20.6%となっている。当時の経緯等教えて頂きたい。</p> <p>また、来年度以降同様の案件を行う場合、金額の上限は今回の実績になるのか。</p>	<p>予定価格については、各業者から提出された下見積書等を参考にしつつ、統計センターにおいて独自に積算を行っているところ。本件に関しては、落札業者が金額を精査していない状態で下見積書の提出を行い、入札に際して、改めて金額の精査をした結果、下見積書を大幅に下回る金額となってしまったとのことであった。予定価格の積算にあたり、市場価格の参考として一部下見積書を参考にしていたことから、予定価格との大幅な乖離が発生した。</p> <p>本件は応札価格と予定価格が大幅に乖離したことから、落札決定にあたっては、応札価格の内訳や履行体制等について、契約審査委員会に諮り、問題ないことを確認した上で落札決定している。</p> <p>また、落札者に対し、適正な見積書を提出するよう指導したところ。次年度以降についても、適正な予定価格の積算ができるよう、各者にヒアリング等を行い適正な金額の積算に努めていく。</p>
<p>参考2 令和4年度の一者応札案件のうち、「令和3年度総務省第二庁舎で使用する電力の購入」の落札率が82%であるが、昨今の情勢から売価差が出て経営破綻などで履行不能となり、東電の保証を受けることにより価格が変わったりするケースはあるのか。</p> <p>ウクライナ情勢による電力料金高騰以外に制度として電力料金を自由に変えられる仕組みとなっており、一方的に電力料金を上げられるようになってきている。</p> <p>このような中で入札はどのように行っているのか。また、予定価格はどのように作成しているのか。</p> <p>入札の際の条件設定は悩ましいところだが、(合同調達のため)国に左右される。</p>	<p>令和4年度については、問題なく契約できているが他省庁では、不落随意契約を締結した話も聞いている。</p> <p>仮に請負者がいない場合は、短期間ではあるが、東電との約款に基づく最終保証契約を締結し、並行して再度調達をかけるなどの対応を行うことになる。</p> <p>また、予定価格については国で作成しているが、燃料費調整額の増加部分までは調達段階では見込めず、予算も確保していないため、他の執行状況を見ながら残額を電気料金に充てているところである。約款での単価は通常の競争入札と比べ高いことから、調達時期や市場の状況などについて情報収集を行い、引続き対応していきたい。</p>